

定款の一部変更

2022年4月27日
北陸電力株式会社

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、第98回定時株主総会（2022年6月28日開催予定）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款の変更内容

(1) 株主総会資料の電子提供制度導入に伴う規定の変更

- ① 変更定款案第14条の2第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるもの。
- ② 変更定款案第14条の2第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるもの。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条の2）は不要となるため、これを削除するもの。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるもの。

(変更理由)

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行（2022年9月1日）による株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため。

(2) 役付取締役および代表取締役に関する規定の変更

- ① 取締役会長および取締役社長以外の取締役の代表権付与については、各取締役の職務等を踏まえて、必要の都度、取締役会の決議により決定することに見直すもの。
- ② 現在は選定していない常務取締役に関する規定を削除するもの。

(変更理由)

トップマネジメント改革を更に進めるため。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月28日（予定）
定款変更の効力発生日	2022年6月28日（予定）

以上

別紙：変更定款案

(下線は変更部分)

現行定款	変更定款案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第 14 条の 2</u> 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p>第 28 条 取締役会はその決議をもって、社長 1 名を選定し、なお、<u>副社長および常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p> <p>2 <u>社長および副社長</u>は、これを代表取締役とする。</p> <p>3 取締役会はその決議をもって、前項のほか、更に代表取締役を選定することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役の業務執行)</p> <p>第 29 条 社長は、取締役会の決議に基づき本会社の業務を統轄する。</p> <p>2 副社長は、社長を補佐し、本会社の業務を執行する。</p> <p>3 <u>常務取締役は、社長および副社長を補佐し、担当業務の処理に当たる。</u></p> <p>4 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の<u>代表取締役</u>がその職務を代行する。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 14 条の 2</u> 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p>第 28 条 取締役会はその決議をもって、社長 1 名を選定し、なお、<u>副社長若干名</u>を選定することができる。</p> <p>2 <u>社長</u>は、これを代表取締役とする。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(役付取締役の業務執行)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (削 除)</p> <p>3 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の<u>取締役</u>がその職務を代行する。</p>

(新 設)

附 則

第 1 条 変更前定款第 14 条の 2 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第 14 条の 2 (電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 14 条の 2 はなお効力を有する。

3 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上